

かしま議会だより



めぐみ



第60号

令和8年10月23日



目次 Contents

9月定例会・質疑	2～ 5
町政のここが聞きたい一般質問（3名）	6～ 8
子ども議会	8
議員研修	9～10
主な議会活動・一部事務組合議会報告	10
イオンモール熊本へ献花	11
みんなのフォトコーナー・地域からこんにちは 編集後記	12



過去の議会だよりはコチラから↑

9月定例会

令和8年 第3回 9月定例会 9月7日～11日

報告5件のほか、条例制定、議決事件、補正予算、決算の認定など提案された21件のうち20件を原案のとおり承認・可決・認定し、「嘉島町に副町長を置かない特例条例を廃止する条例（案）」を審査特別委員会を設置し継続審査としました。また、追加提案された同意案1件について同意、議員提出議案1件が可決されました。

報 告

●専決処分の報告

- ・和解及び損害賠償額の決定（町道陥没による車両の一部破損）

●令和7年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の訂正

- ・繰越明許費のうち財源内訳の訂正

●令和7年度決算に基づく健全化判断比率の報告

- ・地方公共団体の財政の基準となるもの（実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率など）監査委員の意見書に基づく

●令和7年度決算に基づく資金不足比率の報告

- ・公営企業会計（下水道事業、簡易水道事業）の資金不足状況を示すもの

●専決処分の報告

- ・公共工事請負契約の変更（嘉島中学テニスコート新設他工事）
契約相手方：熊本利水工業 株式会社 代表取締役 田中祐治
変更前64,764,964円から変更後71,216,464円（6,451,500円増）

●監査委員報告 令和7年度嘉島町一般会計・特別会計歳入歳出決算

- ・監査委員の審査に基づいた意見書に伴う説明

議案審議 承認・可決した案件

●専決処分の報告並びに承認を求める

- ・令和8年度嘉島町一般会計補正予算（第2号）※災害復旧予算
11億1,691万3千円の増額により総額100億1,066万9千円

●嘉島町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

- ・地方自治法施行規則の一部改正する省令が令和8年10月1日から施行されることに伴うもの

●嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

- ・特別職が新たに追加されたもの（空き家等対策協議会委員）

●嘉島町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

- ・国家公務員等の旅費支給規程が改正された事に伴うもの

●令和7年度嘉島町簡易水道事業会計利益剰余金の処分

●令和7年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分

- ・利益剰余金の処分について地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を求めるもの（上記2件）

9月定例会

●令和8年度 嘉島町一般会計補正予算（第3号）

- ・既定の歳入歳出予算総額に1億3,365万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を101億4,432万4千円とするもの（主なもの＝総務費：庁舎空調設備点検業務委託、消防設備整備業務委託206万3千円、業務財政調整基金積立金3,100万円。民生費：重層的支援体制整備事業委託料85万円、障害児保育補助事業147万円。衛生費：飲用井戸水水質検査補助金120万4千円。農林水産業費：新規就農者育成総合対策事業補助金（経営開始資金）、新基本計画実装・農業構造転換支援事業費補助金1,049万2千円、団体営農業農村整備事業負担金1,366万3千円、物価高騰対策農業経営支援事業交付金757万5千円。土木費：道路橋梁維持費2,282万3千円。教育費：中学校備品購入費350万円、町民会館修繕費442万6千円

●令和8年度 嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- ・既定の歳入歳出予算総額に1,807万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億2,896万3千円とするもの

●令和8年度 嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）

- ・既定の歳入歳出予算の総額に41万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を71万4千円とするもの

●令和8年度 嘉島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- ・既定の歳入歳出予算総額に1,061万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億6,811万7千円とするもの

●令和8年度 嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- ・既定の歳入歳出予算の総額に679万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1,185万1千円とするもの

●令和8年度 嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

- ・収益的収支予算のうち、収入において第1款水道事業収益に35万円を増額し、総額を6,373万8千円。支出においては、第1款水道事業費用に50万4千円を増額し総額を6,367万円とするもの
- ・資本的収支予算において、収入額が支出額に対し不足する額58万5千円は過年度分損益勘定留保資金58万5千円補てんすることとし、第1款資本的支出を58万5千円増額し、総額を5,882万6千円とするもの

●令和8年度 嘉島町下水道事業会計補正予算（第1号）

- ・業務の予定量のうち、管渠整備予定額を1億6,306万円減額し2億5,704万円とし、処理場及びポンプ場整備予定額を1億2,966万円減額し1億1,034万円とするもの
- ・収益的収支予算において、第1款下水道事業収益に986万5千円を増額し、総額を4億7,342万5千円。支出においては、第1款下水道事業費用を191万9千円増額し総額を4億573万7千円とするもの
- ・資本的収支予算において、「収入額が支出額に対して不足する額1億6,003万3千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,107万9千円、当年度分損益勘定留保資金9,023万5千円、減債積立金3,871万9千円で補てんする。」を「収入額が支出額に対して不足する額2億406万8千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,656万6千円、当年度分損益勘定留保資金1億765万9千円、減債積立金3,444万4千円、繰越工事資金1,539万9千円で補てんする。」に改めるもの
- ・収入において、第1款資本的収入から3億3,675万5千円を減額し、総額を3億5,914万5千円とするもの
- ・支出においては、第1款資本的支出を2億9,272万円減額し、総額を5億6,321万3千円とするもの

9月定例会

- 令和7年度 嘉島町一般会計歳入歳出決算
- 令和7年度 嘉島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 令和7年度 嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算
- 令和7年度 嘉島町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 令和7年度 嘉島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

(円)

会 計 名		歳 入 総 額	歳 出 総 額	歳入歳出差引額
一 般 会 計		8,724,937,954	8,171,595,217	553,342,737
特 別 会 計	国民健康保険	1,020,471,109	988,845,746	31,625,363
	住宅新築資金等貸付	2,644,056	2,030,000	614,056
	介護保険	929,366,394	910,864,413	18,501,981
	後期高齢者医療	188,589,789	181,457,366	7,132,423

- 令和7年度 嘉島町簡易水道事業会計歳入歳出決算

収益的収支決算額（税込） (円)

収益的收入	65,387,214
収益的支出	63,165,096

資本的収支決算額（税込） (円)

資本的收入	10,831,000
資本的支出	8,225,376
補填財源使用額	0

- 令和7年度 嘉島町下水道事業会計決算

収益的収支決算額（税込） (円)

収益的收入	453,155,643
収益的支出	432,007,582

資本的収支決算額（税込） (円)

資本的收入	247,282,000
資本的支出	389,839,851
補填財源使用額	142,557,851

※不足する額142,557,851円と翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額15,399,000円の計157,956,851円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,863,758円、当年度損益勘定保留資金122,135,012円、減債積立金10,074,081円、繰越工事資金15,884,000円で補てんした。

追加同意案 同意

- 農業委員会の委員の任命

・ 令和8年10月1日付け農業委員任命
犬 淵 堀 誠 也 氏

議員提出議案 可決した案件

- 町の象徴たる主要事業所の災害復旧及び雇用継続に関する支援決議

提出者 町議会議員 春日公和（嘉島の未来を考える会）

賛成者 町議会議員 満田和浩（嘉島の未来を考える会）

・ 町の中小企業並びにイオンモール熊本への支援を要望するもの

特別委員会設置及び継続審査

- 嘉島町に副町長を置かない特例条例を廃止する条例の制定

・ 廃止条例について質疑の後、議長発議により「嘉島町に副町長を置かない特例条例廃止条例審査特別委員会」を設置、継続審査としたもの

質疑

●専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第7号 令和8年度嘉島町一般会計補正予算(第2号)について

問: 各集落内の神社について、鳥居や拝殿が損壊しているが、10年前は神社庁や県・町から多少なりの助成金があったと区長から聞いている。今回、予算計上するに当たり、神社等の調査はされたのか、又は新たな助成制度があるのか確認したい。

答: 神社の被災状況について県から被災額について照会があったので、町としては700万円程度の被災額で報告した。しかしながら、神社等については、明確な支援制度は示されていない。前回の地震においては、復興基金を活用しての支援があったので、今回も何らかの支援があると思う。
具体的な内容が示されたら、また報告します。

問: 今回の地震後に各地区の区長に対し、被害調査等の依頼をされている。自主防災組織という建付けだと思うが、区に対して、何らかの支援があってもいいのではないか。

答: 自主防災組織は、地域住民が協力・連携し、自分たちの地域は自分たちで守る事を目的とした組織です。参加される個人に対して日当や報酬等は原則支給されないこととなるが、後方支援のための活動に対しては、他自治体の動向を見て検討します。

●嘉島町に副町長を置かない特例条例を廃止する条例の制定について

問: なぜこのタイミングでの議案提出となったのか、心中お聞かせください。

答: 今回の地震発災時に出張で不在だったので、そういう不測の事態を考慮しての提出となった。

問: まず、事実の確認をしたい。今回の熊本地震に際し、発災直後町長は公務により町外に在られ、初動の対応が遅れたという事は、行政運営にあたる者として常に認識されているものと思います。
平素の行政運営についても、事務の円滑化が求められている事、これを理由に本議案を提出されているが、これらの事実に基づき町長の認識を伺いたい。

答: 本案は町長の能力を補うものではありません。あくまでも副町長という立場でお願いしている。

問: 副町長制度の趣旨について伺います。今回、町長は行政運営の円滑化や災害対応の不安、これを理由に本議案を提出されました。これは本来副町長制度の有無、つまり副町長が在職する、しない、にかかわらず行政の対応として組織づくりと人材配置に加えて危機管理体制をどの様に整備するのかを課題として行政自身が考える問題ではないでしょうか。

地方自治法第161条、167条の設置趣旨の目的と今回提出された提案理由との整合性を精査されたと思いますが、答弁をお願いします。

答: 副町長の設置理由は、提案理由のとおりであります。

問: 災害対応に不安があるという事ならば、全国の先進自治体の事例のように元消防職員や元自衛官など危機管理の専門家を招聘し、防災危機管理官を設置して町長不在の際も町長から委任を受けた防災危機管理官が直ちに指揮命令系統を確立し、対応することが可能です。副町長制度よりも災害対応に特化した実効性の高い制度として全国的にも導入が進んでいる合理的な仕組みです。この制度についてはどの様にお考えか。

答: 総務課に危機管理係を設置しており、対応している。



その後、数問の質疑ののち、議長発議により特別委員会に付託し、閉会後も継続して審査する事とする採決が行われ、賛成多数により可決。

●令和7年度嘉島町下水道事業会計利益剰余金の処分について

●令和7年度嘉島町下水道事業会計決算

問: 利益剰余金の処分と決算の関係について、決算については赤字にはなっていないが、事業自体は黒字になっていない。様々な補助金や一般会計からの資金を受け取ってプラスになっている所がある。
今回、利益剰余金を建設改良積立金に全額積み立て、繰越利益はゼロという事だが、なぜ利益剰余金約1,100万円を昨年、一昨年のように減債積立金に計上していないのか。また、なぜ両議案が別々に提出されているのか。

答: 今回発生した利益剰余金1,100万円を建設改良積立金で計上しているが、契約を結んでいる会計事務所の提案もあり、建設改良積立金での計上となった。

2点目の両議案が別々に提出されている件につきましては、他の自治体を確認したところ、多くの自治体が認定事案の決算書が議案を兼ねた提出方法になっている。

次年度以降は、利益の処分及び決算の認定という形で議会にお諮りしたい。



増岡 司 議員

□ 「町道占用料徴収条例を制定する考えは」

議員 ・目的…道路という公共の財産を特定の目的で独占・継続的に使うことに對する使用料

・対象の例…電柱、電線、ガス管、水道管、看板…など

道路占用料徴収条例の制定状況について調査をしました。

結果は、熊本県はもちろん、45市町村の中で38市町村がこの条例を定めています。嘉島町を含む7町村が制定していません。上益城では、嘉島町のみが道路占用物件について占用料が徴収されておりません。制定していない理由は、『町道の改良時には電柱移転の費用を電力会社などの設置事業者が負担するから』とのこと。しかし、道路は町民共有の公有財産でありその占用に對して対価を求めない現状は公有財産管理の適正性に疑義があります。これまでも、占用料を徴収していないことで本来得られるべき財源を逸失している可能性があります。条例制定により、公平性・透明性のある道路管理

と財源確保を図ることは、財政の健全化や公有財産の適正管理に資するものであります。

このことは、特にガソリンの暫定税率が廃止された中において道路財源確保のうえからも行財政改革の一端と成り得るものであります。

問 町道占用料徴収条例を制定していない理由を示してください。

建設課長

道路拡張などに伴う電柱の移転費用については、その形態によって異なりますが、費用の一部又は全部を原因者である町が負担することとなっております。一方で道路占用料を「無償」とすることで、電柱の移転費用は原則として電力会社側の負担で行うという事務的な取り決め、いわゆる申し合わせを行っております。こうした条件下で道路改良事業を推進するにあたり、道路占用料による収入と移転費用負担を勘案し、さらにガス管、水道管、一般住宅の排水管等

への賦課も含めて総合的に判断した結果、これまで条例の制定及び徴収を見送ってきた経緯があります。

議員 占用料と移設費用の負担は制度上全く別であることは認めるのか。

占用料を徴収しないことによる財源の逸失の可能性をどのように評価しているのか。

建設課長

道路法第39条及び第71条第2項においてそれぞれが明文化されておりますので、制度上は別物であると認識します。

占用料を徴収しないことによる財源の逸失につきましては、歳入だけの観点からしますと評価できるものではないと考えます。ただし、電力会社との申し合わせにより、電柱移設に要する費用は電力会社が負担することとなっております。現状は歳出予算の抑制が図られていることをご承知ください。

議員

町長にお尋ねします。次の3点を極めて重く認識しています。

- ① 公有財産管理の適正性の確保
- ② 財源確保の必要性
- ③ 制度運用の妥当性

このことから町道占用料徴収条例を制定する考えはありますか。

町長

行財政改革の一環においても町道占用料徴収条例制定の

是非は重要な判断事項の一つであると認識しており、他自治体との公平性、透明性の観点からみても条例の制定は検討を行うべきと考えております。





穴井 智子 議員

□「子どもを生み育てたいと思える町にするために」

議員

二つ目の質問でも述べたように、人口減少が進む中、少子化への対応は重要な課題です。

本町は、人口が微増していますが、その要因は出生による自然増ではなく、転入による社会増であると認識しています。私自身、わが子を通った保育園が「もうひと子どもが欲しくなる園」として全国で注目されていることを知り、子育て環境が「もうひとりと産みたい」と思える気持ちに大きく影響しつつあるのではないかと感じています。

保育園のことについては、また別の機会に質問させていただきたいと思えます。今回は、「子どもを生み育てたいと思える町」にするために、本町の子育て支援について伺います。

出生数を増やすことだけを目的とするのではなく、安心して出産し、安心して子育てができる環境を整えることが重要だと考えます。

そこで、以下について伺います。

- ①本町の出生状況について
- ②本町の子育て支援について
- ③産後ケア事業について
- ④支援が届きにくい家庭への対応について

町長

最初に、「本町の出生状況について」ですが、本町の出生数は令和4年度81名、令和5年度99名、令和6年度82名と、この数年は80〜99名程度で推移しています。また、平成30年〜令和4年の本町の合計特殊出生率は1.85で、全国1.33、熊本県1.60よりも高い水準ではありますが、人口の維持に必要とされる人口置換水準(2.07程度)には達していません。本町の出生と死亡の状況をみてみると、近年では死亡数が出生数を上回る自然減の状態にあり、自然動態としては増減を繰り返しながら、全体として緩やかな減少傾向がみられています。

本町は、熊本市近郊の利便性の高い地域として人口増加傾向も見られる一方で、出生数は伸び悩んでおり、全国的な傾向と同様、本町も少子化の影響を受けているものと分析しています。

次に「本町の子育て支援について」ですが、特に貧困や孤立、障害など、困難を抱えている家庭では、出産や育児に関する支援制度をうまく利用できないことが少なくありません。そうした個々の複雑な事情に対応するためには、より柔軟で包括的な支援が必要となります。

本町では、いこも家庭センターを設置

することにより、妊娠・出産から子育てまでの広い範囲で切れ目が起らないよう包括的な子育て支援を行っています。

具体的には、まず1つ目に妊娠期・産期の支援として、母子健康手帳交付時である妊娠期、出産後に保健師が訪問や面談、電話相談等を行い、妊娠中から産後にかけて伴走型支援を行っています。また、妊娠した方に対して、妊娠時に5万円、出生時にいこも数×5万円を支給するという経済的支援も実施しています。

2つ目に、乳幼児期・子育て期の支援として、産後ケア事業の実施、乳児及び産婦訪問、育児相談、乳幼児健診教室での保健指導、各種相談対応を実施しています。

3つ目に、関係機関との三元的な連携として、いこも家庭センターにおいて、発達の子になる子どもや、課題を抱える家庭等に関する情報を共有し、必要に応じて保育所、幼稚園、学校などの関係機関と連携して支援に取り組んでいます。

子育て支援の基本は、社会全体で子育て世帯を支え、すべての子どもが健やかに成長できることです。「すべての子どもが健やかに成長できること」とあるように、子どもたちの心身の健康こそが子育て支援の基本となりますので、今後も引き続き、家庭訪問や健診教室、保健指導などを通して、子育て期の健康づくりのサポートに力を入れて取り組んでいきたいと考えています。

次に「産後ケア事業について」ですが、本町の産後ケア利用者延べ人数は、令和6年度に7件、令和7年度に116件、令和8年4月〜7月で25件となっており、利用種別としては、日帰り型サービスを利用する方が約半数と多い状況です。

利用者からは、宿泊型の利用回数分を訪問型と日帰り型に振り分けて利用できるようにしてほしいとの声が1件寄せられています。一方で、現状満足しているといった声や「授乳の姿勢や乳首のトラブルについて、具体的にアドバイスをもらえた」「心身ともに休まった」等の満足の声が多数聞かれています。

今後、熊本県が産後ケア事業の集合契約に着手する意向があり、そうならば、利用者は本町が個別に契約していない医療機関や助産所でも、集合契約に参加していれば、里帰り先などの遠方の地域でも産後ケアを受けやすくなります。

その体制が、早期に実現すること及び産後ケア事業の周知に力を入れることで、更なる事業の充実につながると考えます。

最後に「支援が届きにくい家庭への対応について」ですが、母子健康手帳交付の際に、すべての妊婦にアンケート及び問診保健指導を実施し、経済的な困難、孤立、育児不安等の有無について確認しています。また、乳児家庭全戸訪問において、実際の養育環境や母親の産後うつリスクなどの精神状態を目視で確認すること、支援が必要な家庭の把握に努めています。乳幼児健診や乳幼児教室の際にも同様に問診・保健指導を行い、課題を抱えた家庭がないかを確認しています。

今後、重層的支援事業の担当部署である福祉課と連携し、保健・医療・福祉等の関係機関で一体となって取り組んでいきたいと考えています。

その他の質問

○子ども・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた支援について



森田 義雄 議員

「衛生利用測位システム (GPS)の貸与等について」

議員

警察庁の発表によると、2025年に、認知症やその疑いがある方で、全国の警察に届出があった行方不明者が17,345人、24年から776人減少したが、依然高水準で推移しております。熊本県においては199人でした。警察庁は、早期発見や保護のため、位置情報を取得できる衛生利用測位システム、いわゆるGPS機器の利用を家族らに呼びかけています。本当に痛ましい事ではありますが、25年に所在不明や死亡が確認された、認知症不明者16,729人のうち、GPS機器等が活用されたケースは139人で0.83%にすぎませんが、そのうちの85%に当たる118人は、届出受理日に無事に発見されておりません。いかに、GPS機器等が早期発見に寄与しているかは一目瞭然です。

町長

現在、機器の貸与や経費の一部助成は行っていないませんが、現在、厚生労働省において、屋外携行型のGPS端末を、介護保険の福祉用具貸与として給付対象に加える法改正の動きが進められており、国の法改正を待って、介護保険制度の枠組みの中で公的支援が出来るよう関係機関と連携して、受入れ体制の整備を進める予定です。現在の介護保険制度の枠組みの中で利用出来る「認知症の方の徘徊に対応出来る福祉用具」は、要介護2以上の認定を受けられている方で、屋内から屋外に出ようとした時、センサーにより感知し、家族や隣人等知らせる危機に限定されています。お困りの方は、地域包括支援センターや福祉課へご相談下さい。

議員

厚生労働省の法改正を待つ中で公的支援が出来るよう関係機関と連携して、受入れ体制の整備を進める予定との事ですが、命に係わる事ですので、国の公的支援が遅れたとしても、希望者には早めの支援を是非お願いします。

子ども議会



お礼のあいさつを述べる
藤瀬 桜さん

子ども議会は、中学3年生が総合的な学習の時間を活用して議会制民主主義を体験し、自分たちの夢や町の未来について考え、快適に住みよいまちづくりについて理解を深めるとともに、町が実際に行っている業務への関心や、町民としての意識を高めることを目的に実施されています。

当日は、中学生議長1名と中学生議員13名が参加し、町執行部からは鍋田町長、江上教育長をはじめ、各課長が出席しました。中学生議員からは、これからの町づくりや身近な地域の課題について質問が出され、町執行部が答弁を行うなど、本会議さながらのやり取りが行われました。

中学生ならではの視点から、町の現状や課題について考え、自分たちの意見を堂々と発言する姿が見られました。今回の経験を通して、町政への関心を深めるとともに、嘉島町の未来について考える貴重な機会となりました。

中学生による一般質問は、以下のとおりです。

1番	山本	紳平	議員
2番	上野	剛琉	議員
3番	郡山	大真	議員
4番	工藤	理世	議員
5番	嶺	琥珀	議員
6番	武石	龍樹	議員
7番	宮村	千愛	議員

「交差点に信号機を設置することについて」
「砂利道の道路舗装について」
「嘉島中学校体育館への空調の設置について」
「地域の草刈りについて」
「快適に体を動かす場所の設置について」
「SNS活用による宣伝について」
「町の体育館の利用の仕方について」



議事進行を行う加藤音希議長



一般質問をする中学生議員

北海道で学ぶ - 財政再建と災害に強いまちづくり -

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会では、令和8年7月22日から24日まで、北海道夕張市とむかわ町を訪問し、行政研修を行いました。

今回の研修では、夕張市で「財政再生計画の取り組み」、むかわ町で「平成30年北海道胆振東部地震^{いぶりとうぶ}における防災計画」について学びました。

夕張市

財政再生の取り組み

夕張市では、炭鉱閉山後の人口減少や税収減少、観光施設への過大な投資などにより財政が悪化した経緯と、その後の財政再生への取り組みについて説明を受けました。

再建に向けて、職員数の削減や事務事業の見直し、公共施設の統廃合など、徹底した歳出削減を実施するとともに、市有財産の売却や使用料・手数料の見直しなど、歳入確保にも取り組んでいます。

また、認定こども園や診療所、市営住宅などの都市機能を中心部に集約するなど、人口減少と高齢化を見据えた「コンパクトシティ化」も進めています。

将来の人口や財政状況を見据え、持続可能な行政運営を進めることの重要性を学びました。

むかわ町

災害復興と「事前復興」

むかわ町では、平成30年北海道胆振東部地震^{いぶりとうぶ}による被害と、その後の復旧・復興への取り組みについて研修しました。

地震では最大震度6強を観測し、住宅や公共施設、道路などに大きな被害が発生しました。また、北海道全域で大規模な停電が発生し、住民生活にも大きな影響が及びました。

こうした経験を踏まえ、むかわ町では、災害発生後の復旧・復興を迅速に進めるため、平時から復興の手順や体制、将来のまちづくりを考えておく「事前復興」の取り組みを進めています。

若手・中堅職員による計画策定チームの設置や専門家との連携などを通じ、災害に強いまちづくりを進めています。

「災害が起きてから考える」のではなく、「災害が起きる前から、その後のまちの姿を考える」ことの重要性を学びました。



夕張市「財政再生の取り組み」



むかわ町「災害復興と『事前復興』」

研修を終えて

「将来を見据えて、備える」

今回の研修では、夕張市の財政再建とむかわ町の災害復興という異なるテーマから、「**将来を見据えて、備えること**」の重要性を学びました。

人口減少や大規模災害など、自治体を取り巻く環境が変化する中、嘉島町においても、将来の財政運営や公共施設、防災・減災、復興まちづくりについて、平時から考えておくことが重要です。

今回の研修で得た知見を今後の議会活動に生かし、**持続可能で災害に強い嘉島町の実現**につなげてまいります。

議員研修・主な議会活動・一部事務組合議会報告

第1回 議員研修会（益城町文化会館）

議員研修

演題 「人口減少時代における小規模自治体の災害対応のあり方」

10月8日、政策研究大学院大学教授室田哲男氏を講師に迎え、「人口減少時代における小規模自治体の災害対応のあり方」をテーマとした研修を受講しました。

講演では、近年の災害対応の教訓を踏まえ、人口減少が進む小規模自治体において、限られた人員や資源で、いかに迅速かつ的確な災害対応を行うかについて学びました。

災害による被害は、建物の倒壊など目に見えるものだけではないということです。停電、断水、通信障害、トイレや燃料の不足、車中泊、服薬の中断など、住民の日常生活に大きな支障を及ぼす「見えない被害」への対応も重要です。また、避難所に来ていただくだけでなく、在宅避難者や車中で過ごす方など、行政が把握しにくい被災者の状況や支援ニーズをつかむ必要があります。

災害対応では、平時からの備えが欠かせません。災害対策本部の役割分担や情報共有の仕組みを明確にし、職員の訓練を重ねることが重要です。防災DXについても、システムを導入するだけでは十分ではなく、運用ルールや担当者を定め、停電・通信障害に備えたアナログでの対応も準備しておく必要があります。

さらに、NPOやボランティア団体、社会福祉協議会などとの連携も、被災者支援を進めるうえで重要な役割を担います。

議会にも、議員それぞれが地域の声を聞き、被災者の支援ニーズを把握するとともに、情報を議長等へ集約し、災害対策本部へ伝える役割があります。

今回の熊本地震での経験も踏まえ、平時から地域とのつながりを築き、行政・議会・地域団体が連携できる体制を整えることが、誰一人取り残さない災害対応につながると感じました。



議員研修会の様子（益城町文化会館）

主な議会活動（令和8年7月から令和8年9月まで）

月 日	項 目	場所等
7月2日	主要地方道矢部阿蘇公園線整備促進期成同盟会総会（境野議長）	山都町
7月8日	九州中央自動車道建設促進協議会期成会熊本・宮崎合同理事会（境野議長）	山都町役場
7月9日	第1回嘉島町人権教育推進協議会進路保障部会（川野）	町民会館
7月10日	上益城郡議長会第1回議長定例会（境野議長）	甲佐町役場
7月13日	広報特別委員会（第59号編集会議）	役場監査委員室
7月15日～16日	上益城広域連合議会議員研修（境野議長、増岡）	兵庫県
7月17日	例月現金出納検査（増岡議選監査委員）	役場監査委員室
7月17日	議会運営・常任委員会正副委員長研修会（オンライン）（川野副議長・増岡・満田・齊藤・穴井）	役場庁議室
7月21日	第22回「サントリー会」（境野議長）	ホテル日航
7月21日	令和8年度第1回熊本県町村監査委員協議会臨時総会・研修会（増岡議選監査委員）	自治会館
7月22日～24日	総務文教常任委員会行政視察（増岡・齊藤・境野・川野・春日）	北海道夕張市、むかわ町
7月25日	令和8年度上益城郡消防大会（操法大会）（境野議長）	御船町
7月28日	熊本県町村議会議長会令和7年度収支監査（境野議長）	自治会館
8月17日	令和8年第2回御船地区衛生施設組合議会定例会（森田・齊藤）	組合会議室
8月20日	例月現金出納検査（増岡議選監査委員）	役場監査委員室

月 日	項 目	場所等
8月21日	令和8年第2回上益城消防組合議会定例会（川野・満田）	消防本部議場
8月24日	議会運営委員会	役場庁議室
8月25日	令和8年第2回上益城広域連合議会定例会（境野議長・増岡）	福祉センター
8月25日	令和8年第2回議長臨時会（境野議長）	上益城郡町村議会議長会事務局
8月25日	令和8年第2回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会定例会（森下・園田）	組合会議室
8月27日	令和8年熊本地震に係る合同会議	福祉センター
8月28日	イオンモール熊本へ献花	イオンモール熊本
9月3日	令和8年熊本地震に係る合同会議	福祉センター
9月7日～11日	令和8年第3回嘉島町議会定例会・全員協議会	議場議員控室
9月10日	令和8年熊本地震に係る合同会議	福祉センター
9月16日	嘉島町人権教育推進協議会社会教育部会（境野議長・増岡）	町民会館
9月17日	例月現金出納検査（増岡議選監査委員）	役場監査委員室
9月24日	令和8年熊本地震に係る合同会議	福祉センター
9月24日	嘉島町に副町長を置かない特例条例廃止条例審査特別委員会（全議員）	議員控室
9月29日	第1回広報特別委員会（第60号編集会議）	役場監査委員室

上益城消防組合（川野議員・満田議員）

議会報告 令和8年第2回臨時会（令和8年6月29日開催） 原案のとおり可決しました。
・財産の取得について ・財産の取得について

御船地区衛生施設組合（森田議員・齊藤議員）

議会報告 令和8年第2回定例会（令和8年8月17日開催） 原案のとおり認定・可決しました。
・令和7年度御船地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について ・令和8年度御船地区衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）について

上益城消防組合（川野議員・満田議員）

議会報告 令和8年第2回定例会（令和8年8月21日開催） 原案のとおり認定・可決しました。
・令和7年度上益城消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について ・令和7年度上益城消防組合一般会計余剰金の処分について
・令和8年度上益城消防組合一般会計補正予算（第1号）について

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合（森下議員・園田議員）

議会報告 令和8年第2回定例会（令和8年8月25日開催） 原案のとおり認定・可決しました。
・令和7年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算認定について
・令和8年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）について

上益城広域連合（境野議員・増岡議員）

議会報告 令和8年第2回定例会（令和8年8月25日開催） 原案のとおり認定・可決しました。
・令和7年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
・令和8年度上益城広域連合一般会計補正予算（第1号）について

イオンモール熊本へ献花

一日も早い復旧・復興を願って



令和8年8月28日、嘉島町議会は、令和8年7月28日に発生した熊本地震により被害を受けたイオンモール熊本を訪れ、議員全員で献花を行いました。

嘉島町議会は犠牲になられた方々に哀悼の意を表します。

今回の地震では、イオンモール熊本においても大きな被害が発生し、営業や地域の暮らしに影響が及びました。

イオンモール熊本は、町内外から多くの人が訪れる商業施設であり、地域経済や雇用を支えるとともに、住民にとって身近な交流の場でもあります。

今回の災害を通じて、改めて地域のつながりや、災害に強いまちづくりの重要性を認識しました。

嘉島町議会は、町民の皆さまの安全・安心を第一に、被災地域の復旧・復興を支援するとともに、今後の防災・減災対策についても引き続き取り組んでまいります。

みんなのフォトコーナー・地域からこんにちは

みなさんからの写真を募集しています

議会事務局に写真を持参いただくか、メールの場合は、写真を添付し氏名、コメントを入力のうえ gikai@town.kashima.kumamoto.jp まで送信してください。



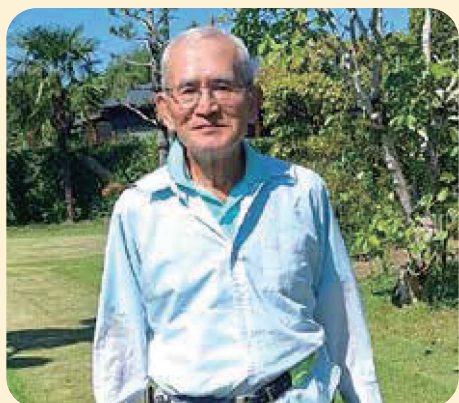
緑川漁協と嘉島東小学校の皆さんで、うなぎの稚魚を放流しました！



運動会（幼光保育園）

地域から こんにちは

田中 英治さん 高田シニアクラブ会長



Q 田中英治さんは、以前は区長をされ現在高田の老人シニアクラブ会長を4年間されています。また、訪問した日は脚立の昇り降りをし、庭の剪定をされていました。八十歳とお聞きしビックリしました。元気の秘訣などあれば教えてくださいお願いします。

A 元気の秘訣は毎日の夜の晩酌です。汗をかいた日は特に美味しく飲めます。それと老人シニアクラブは年2回研修旅行をしています。毎回会員の半数近くの方が参加されます。皆さんに挨拶などで健康寿命は95歳までだと話しているとおっしゃっていました。

※次の議会は、12月に開催予定です。

議会の傍聴は議会当日に手続きすれば、どなたでも傍聴できます。傍聴受付は午前9時からです。

代理人による受付はできません。必ず傍聴されるご本人が受付をおこなってください。お問い合わせは、議会事務局まで。（☎096-237-5525）

編集後記

このたびの令和8年熊本地震により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。さて議会だよりが発行される頃は稲刈りなどの時期かと思えます。小学校などでも田植えをされた田んぼの稲刈りなどがあると思います。そのあとの農作業について書いてみたいと思います。まず、手でカマなど使って水稲の刈り取りをします。それからコンバインを使って脱穀をします。もみがでますので乾燥機で乾燥します。乾燥が終われば次が籾摺りです。玄米ができます。その玄米を精米機を使って白米にします。その白米が皆さまが食べている御飯になります。今、嘉島地区のほとんどの方はJAの大規模乾燥施設に出荷していますので作業が少なくないだいなぶん楽になりました。（齊藤）



発行責任者

議長 境野 隆文

委員長 満田 和浩

副委員長 森下 文夫

委員 齊藤 進

委員 穴井 智子

委員 木下 武

委員 春日 公和